

登録番号 009

旧美濃幸	
保存建築物登録年	平成29年
対象建築物となる根拠	条例第2条第2項第1号キ
概要・活用方法等	数寄屋風の近代和風建築物である料亭を旅館に用途を変更し、活用するため、増築及び修繕を実施。
工事種別	増築、大規模修繕、用途変更



外観

1. 事例の概要

建物概要	活用前	活用後
主要用途	飲食店（料亭）	旅館
構造／階数	木造／地上2階建て	同左
建築面積／ 延べ面積	（保存建築物合計） 500.19㎡／866.78㎡	（保存建築物合計） 503.37㎡／847.11㎡
建築年	大正後期から昭和初期頃	
用途地域／防火地域	商業地域／法第22条区域	
意匠設計者	株式会社魚谷繁礼建築研究所 魚谷 繁礼 氏	
構造設計者	株式会社満田衛資構造計画研究所 満田 衛資 氏	

2. 歴史的建築物の保存活用にあたり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事 【ハード面での措置】 自動火災報知設備、非常用照明及び誘導灯の設置、 客室へのパッケージ型自動消火設備の設置、消火器設置による初期消火の徹底、避難器具の強化設置、 隣地を利用した避難経路の確保等 【ソフト面での措置】 避難経路の多言語表示、 従業員による建物内巡回の徹底、 周辺関連施設（同運営者）従業員を含めた夜間対応の実施、 消火、通報及び避難訓練の実施 等
法第27条	準耐火建築物とする必要がある。	
法第35条 （令第119条）	廊下の幅を1.6m又は1.2m以上とする必要がある。	
法第35条 （令第121条）	2以上の直通階段を設ける必要がある。	
法第35条 （令第126条の2、3）	排煙口を不燃材料とする必要がある。	
法第35条の2 （令第128条の5）	天井及び壁の仕上げを準不燃材料又は難燃材料とする必要がある。	
法第36条 （令第21条）	居室の天井の高さを2.1m以上とする必要がある。	
法第36条 （令第23条）	階段の幅、蹴上、踏面の各寸法が現行規定に合致しない。	



客室（撮影／小澤義人）



客室（撮影／小澤義人）



自動火災報知設備、非常用照明、自動消火設備